

高等学校等就学支援金制度改正にともなう

# 桜丘高校 授業料無償化 への対応 について

対象基準 1

世帯年収が520万円未満※

授業料 **無償**

対象基準 2

世帯年収が910万円未満※

授業料 **118,800** 円分を1年間減額

※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。

- ・本制度は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。
- ・日本国内に住所を有する方が対象です。
- ・保護者等の市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が30万4,200円未満の方が対象になります。
- ・ご家庭が対象になるかは、文部科学省のホームページを参考にしてください。

## (参考) 対象になる世帯の年収目安

	子の人数	無償化	118,800円減額
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生、中学生)	約590万円未満	約910万円未満
	子2人(高校生、大学生)	約650万円未満	約960万円未満
両親共働きの場合	子2人(高校生、中学生)	約660万円未満	約1030万円未満
	子2人(高校生、大学生)	約740万円未満	約1090万円未満

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの収入は同額として算出

文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

授業料無償化は国の制度です。  
詳しくは文部科学省ホームページをご覧ください。

高校生等への就学支援

検索

